

滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画の概要

計画期間

平成27年5月29日から平成29年3月31日まで

計画の実施区域

県全域

管理の目標

- 農林業や生態系への被害を軽減する
- 個体群の安定的維持を図る

改正箇所

改正項目	改正内容
「第二種」への区分改正	平成26年5月30日に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が改正され平成27年5月29日に施行されることになったことに伴い、ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画を第二種特定鳥獣管理計画として文言を統一
計画期間	<p>(改正前) 平成24年4月1日～平成29年3月31日</p> <p>従来の根拠条文がなくなる一方、改正法の附則にみなし規定を置いていないため、現計画は失効することとなるため、計画期間を改正</p> <p>(改正後)</p> <p>(ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画(第2次)) 平成24年4月1日～平成27年5月28日</p> <p>(ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画) 平成27年5月29日～平成29年3月31日</p>
新たに指定管理鳥獣捕獲等事業を追記	鳥獣保護法の改正に伴い創設される指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する各種事項を追記
滋賀県における特定鳥獣保護管理計画の実施体制(図31)	組織変更等に伴う再整理

管理の目標

個体数管理

個体数の管理目標

環境省が示す基準 3~5頭/km²を目標に保護管理を実施。
中間値 4頭/km²を当てはめた本県の最終的に目指す適正頭数は8,000頭。

H29年度にH22年度生息数から半減させる捕獲頭数

H22年度	67,000頭	の場合	年16,000頭	捕獲するとH22生息数から約半減
	57,000頭		年13,000頭	
	47,000頭		年11,000頭	

年間捕獲目標

安全側にとって、年間16000頭（メスは少なくとも9,600頭以上）の捕獲を目指しつつ、当面は捕獲能力最大限での捕獲を実施する。

捕獲余力のある狩猟期間（冬期）の捕獲数の拡大

狩猟者の拡大など捕獲体制の整備

高標高域・奥山での捕獲の推進

被害防除対策

農業被害

- ・防護柵の設置
- ・集落全体での維持管理

林業・生態系被害

- ・防護柵、防護ネット、テープ巻き

森林生態系の衰退

- ・小面積を囲う防護柵設置

生息環境の整備

森林の保全・整備

- ・伐採箇所の小面積・分散化（餌となる草地の抑制）

集落・農地周辺の管理

- ・餌となるものの極力排除や隠れ場所の刈り払い
- ・集落環境点検の実施 等